

教職実践演習の実施に関するガイドライン

2014（平成 26）年 7 月 25 日 琉球大学教員養成運営委員会

本学における教職課程の整合性を確保するために、教職実践演習の各クラスは以下の共通認識にもとづいて実施するものとする。

I. 教職履修カルテについて

1. 教職履修カルテは、授業リフレクションシートと自己成長評価シートを必須とし、教職課程を履修するなかで作成・利用した資料等を整理しファイリングしたものを必要に応じて準備する。
2. 授業リフレクションシートは、直前の学期で履修した免許関連科目について、それぞれの習得内容等を記す。免許関連科目とは、「教育職員免許法施行規則」に定められた科目に対応する本学の開設科目をさす。
3. 自己成長評価シートは、直前の年度までの「教員としての資質」の獲得状況について、授業で習得した知見および授業外で得た知見などを総合的に勘案して自己評価する。なお、最終回の自己評価は、教職実践演習の終了時に行う。
4. 教職履修カルテは、教職実践演習時における履修履歴の省察で活用するためのものであって、学生の自己評価を当該授業の成績評価に流用することはできない。

II. 登録について

1. 1 つ以上の教員免許について教育職員免許法上の免許取得要件となる科目群を履修済みで、かつ教職履修カルテを準備してある学生に対して、教職実践演習の所定のクラスに登録を認める。
2. 1 つ目の免許の教育実習等（養護実習・養護実践演習・栄養教育実習などを含む）の日程上の都合によって後学期登録までに教育実習等の成績判定が間に合わない学生については、学期はじめに登録を受け付けるが、教育実習等の判定が「F（不可）」となった段階で教職実践演習の登録を解除する。
3. 登録の可否は教職課程認定の単位である各学部で判断するものとする。
4. 本学の在学生ではない者が教職実践演習を科目等履修することの可否は各学部で判断するが、上記第 II-1 項の登録条件を満たしていなければならない。

III. 授業の目標や計画について

1. シラバスの「達成目標」欄には、学士教育プログラムの「学習教育目標」との対応関係ではなく、この科目固有の達成目標をキーワードで列挙する。

2. 各クラスは、教職履修カルテを活用した省察および補完指導をその授業内容の一部として盛り込む。
3. 学士課程教育のディプロマ・ポリシーとの共存をはかるために、クラス運営にあたっては卒業研究・卒業論文の営為と両立できるよう可能なかぎり配慮する。
4. 現職教諭等（教職経験者を含む）や学外機関への協力依頼は、各クラスの責任において内諾等を取りつけ、それらをふまえたうえで全学的に集約し教職課程統括責任者（理事等）が正式な依頼手続きを行う。
5. 教職実践演習の各クラスにつき、事前に申請された場合にかぎり、外部協力者依頼経費として非常勤講師手当 10 時間相当分を上限として各学部配分する。

IV. 成績判定について

1. 教職実践演習それ自体は特定の学修成果の修得を目的としているのではなく、「教員として最小限必要な資質能力」を養成段階の最終局面で確認することが主たる目的であるから、成績判定の手段としては期末最終試験という方式はとらない。
2. 別添の評価基準表と教員用評価シートは、教員としての資質能力とされる 4 大項目を取りあげたものであるから、各クラスにおける成績判定の参考モデルとする。
3. 成績判定にあたっては、教職実践演習のクラスごとに担当者・協力者が十分な相互調整をして行う。

附則

「教職履修カルテ取扱い要領」（平成 22 年 10 月 27 日 琉球大学教員養成運営委員会）、および「教職実践演習の実施に関するガイドラインの付帯事項」（平成 24 年 10 月 23 日 琉球大学教員養成運営委員会承認）は廃止する。